

【アメリカ】イランへの武力行使制限をめぐる動向

専門調査員 政治議会調査室主任 廣瀬 淳子

* イランとの緊張関係が高まっている中、同国との戦争に反対する法案が2020年1月に連邦議会下院を通過した。2月には同国に対する戦闘からの米軍の撤退を指示する決議案も上院を通過した。

1 背景と経緯

2020年1月2日の米軍によるソレイマニ（Qasem Soleimani）司令官の殺害や、これを受け1月5日にイラン核合意の制限からの逸脱をイランが表明するなど、イラン問題を巡る緊張が高まっている。

連邦議会では、イランとの戦争に反対する法案（No War Against Iran Act, H.R. 550、以下、「反対法案」）¹や、トランプ（Donald Trump）大統領のイランへの武力行使を制限する決議案がそれぞれ提出議院を通過した。トランプ政権はこれらに対して拒否権行使の意向を示しており、いずれの法案等にも成立の可能性はほぼないものの、連邦議会として両院の意思を示すことで、一貫した戦略がないと批判されるトランプ大統領の、イランに対する更なる行動に懸念を表明し、牽制するものである²。

2 法案の概要

反対法案は全3条で構成され、下院を賛成228、反対175で、2020年1月30日に通過した。トランプ政権は、この法案に対して拒否権行使の意向を示していた³。

(1) 連邦議会の認定

- ・イラン政府による核兵器の取得は、国際的な平和と安定、合衆国やイスラエルを含む合衆国の同盟国の安全保障に重大な脅威となる。
- ・イラン政府は、主要なテロ支援国家であり、シリアのアサド政権の支援を継続しており、イランの人々に対する人権侵害に責任がある。
- ・大統領は、イランとの戦争開始前に、合衆国憲法第1条の規定⁴に基づき連邦議会の授權を得る必要がある。

(2) イランに対する未授權軍事力行使の禁止

- ・連邦議会が戦争を宣言した場合や、戦争権限法⁵の規定に従い、この法律の制定後、軍事力行

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月19日である。

¹ No War Against Iran Act, H.R. 550. <<https://www.congress.gov/116/bills/hr550/BILLS-116hr550eah.pdf>>

² “Pelosi Statement on Vote on War Powers Resolution,” January 8, 2020. <<https://pelosi.house.gov/news/press-releases/pelosi-statement-on-vote-on-war-powers-resolution>>; “Pelosi Floor Speech in Support of No War Against Iran Act and Repealing the Authorization for Use of Military Force Against Iraq Resolution of 2002,” January 30, 2020. <<https://pelosi.house.gov/news/press-releases/pelosi-floor-speech-in-support-of-no-war-against-iran-act-and-repealing-the>>

³ “Statement of Administration Policy-H.R. 550,” January 27, 2020. <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/01/SAP_HR-5543.pdf>

⁴ 連邦議会の権限に関する規定。

⁵ War Powers Resolution, P.L.93-148. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-87/pdf/STATUTE-87-Pg555.pdf>>
戦争権限法の全訳については、川西晶大「アメリカ合衆国の戦争権限法（資料）」『レファレンス』No.592, 200

使を授権する法律が成立した場合を除き、連邦の財源をイランに対する軍事力行使のために使用することを禁止する。

- ・ただし、戦争権限法第2条(c)項の規定⁶に従う場合は、この限りではない。
- ・この法律は、戦争権限法の規定に従い連邦議会が法律により特別に授権した場合に、大統領が合衆国の同盟国やパートナー国を防衛するため、必要かつ適切な軍事力を行使することを妨げるものではない。

(3) 2002年決議に基づくイラクへの軍事力行使授権の撤廃

2002年のイラクに対する軍事力行使の授権決議⁷は、廃止する。

3 決議案の概要

反対法案の審議とは別に、大統領のイランへの米軍の使用を終了するよう求める決議案が各議院を通過している。

(1) 下院決議案

下院では、2020年1月9日に「大統領に戦争権限法第5条(c)項に基づきイラン国内又はイランに対する戦闘に米軍が関与することを停止するよう指示する両院一致決議案」⁸が賛成 224、反対 194 で通過した。

戦争権限法第5条(c)項は、合衆国の軍隊が連邦議会による戦争宣言又は制定法による特別の授権なしに海外で敵対行為に従事している場合に、連邦議会が両院一致決議⁹によって撤退を命じた場合には、撤退しなければならないと定めている。

(2) 上院決議案

「連邦議会により承認されていないイランに対する戦闘から米軍を撤退するよう指示する共同決議案」¹⁰が、2020年2月13日に賛成 55、反対 45 で上院を、3月11日に賛成 227、反対 186 で下院を通過した。決議案に対しては、トランプ政権は強く反対し、拒否権を行使する意向が示されていた¹¹。トランプ大統領は、ツイッター上でも大統領の手を縛るものとして、上院に対して決議案を否決するよう求めていた¹²。

同決議案は、まず、米軍がイランに対して、戦争権限法で定義される敵対行為に従事していると認定した。その上で、大統領に対し、イランに対する戦争宣言又は軍事力の使用に対する特別な授権がない限り、イランに対して米軍を敵対行為に使用することを終了するよう指示するものである。

0.5, pp.108-115.

⁶ 大統領の軍の最高司令官としての権限への制限に関する規定。

⁷ Authorization for Use of Military Force Against Iraq Resolution of 2002, P.L.107-243. <<https://www.congress.gov/107/plaws/publ243/PLAW-107publ243.pdf>>

⁸ Directing the President pursuant to section 5(c) of the War Powers Resolution to terminate the use of United States Armed Forces to engage in hostilities in or against Iran, H. Con. Res. 83. <<https://www.congress.gov/116/bills/hconres83/BILLS-116hconres83rfs.pdf>>

⁹ Concurrent Resolution. 連邦議会両院の同意のみで成立する決議。

¹⁰ A joint resolution to direct the removal of United States Armed Forces from hostilities against the Islamic Republic of Iran that have not been authorized by Congress, S. J. Res. 68. <<https://www.congress.gov/116/bills/sjres68/BILLS-116sjres68es.pdf>>

¹¹ “Statement of Administration Policy-S.J.Res. 68,” February 12, 2020. <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/02/SAP_SJ-RES-68.pdf>

¹² Donald J. Trump Twitter on February 13, 2020. <<https://twitter.com/realDonaldTrump/status/1227661693376962561>>